

名栗げんきプラザ募集要項に対する質問への回答

	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項 P9～10 4(1) 申請者の備えるべき資格	「埼玉県内に事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体」とありますが、グループで申請する場合、この要件は代表団体のみが満たせばよいでしょうか。それとも構成員全員が満たす必要がありますでしょうか。また、「置こうとする」場合、事務所を設置すべき期限は、申請時、指定時又は指定管理業務開始時のいずれでしょうか。	代表団体のみが満たせば可とします。 置こうとする場合の事務所を設置すべき期限は、12月定例会の議決をもって指定とする必要があるため、12月中旬頃までとなります。(なお、事務手続き等から鑑み、11月中の設置が可能であれば望ましいです。)
2	募集要項 P10 4(1)※3 グループによる申請	「グループの協定書又はこれに準ずる書類」は任意様式とされていますが、県が必須とする記載事項があればご教示ください。少なくとも、代表団体、構成員、業務分担、費用負担、責任分担、意思決定方法及び構成変更時の取扱いを定めることでよろしいでしょうか。	必須とする記載事項はございませんので、運営に必要と思われる事項について充足するよう取り扱いを定めてください。
3	募集要項 P10・P17～18 グループ申請／協定の締結	グループが指定管理者に指定された場合、基本協定及び年度協定は、グループを指定管理者として代表団体が代表して締結するという理解でよろしいでしょうか。併せて、県に対する各構成員の責任はグループ協定で定めた担当業務の範囲に限定されるのか、又はグループとして構成員が共同して包括的な管理責任を負うのか、県の考え方をご教示ください。	「グループが～よろしいでしょうか。」の部分についてはお見込みのとおりです。 グループと基本協定及び年度協定を締結するため、県に対する責任はグループに対し生じます。なお、協定書の内容は案のため、例えば今後構成員となる各法人等の個別の行為に対し、グループ全体が責任を負うよう、文言を修正する可能性はあります。
4	募集要項 P11 4(2)ア(サ) 類似施設の業務実績	グループ申請における「類似施設の業務実績」は、指定管理業務全体の受託実績に限らず、構成員が担当を予定する業務に対応した実績を記載してよろしいでしょうか。例えば、宿泊機能を有する公の施設又は同規模の公共施設における建物・設備の維持管理、保守点検、修繕等の実績を、構成員の実績として記載することは可能でしょうか。	お見込みのとおり記載可能です。
5	募集要項 P10～11 4(2)ア(エ)(オ) 決算・予算関係書類	株式会社等において「財産目録」又は「資金収支計算書」を通常作成していない場合、既存の決算・予算関係書類で代替することは可能でしょうか。可能な場合、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告書等のうち、県が代替書類として認める例をご教示ください。	既存の決算・予算関係書類で代替することは可能です。 御提示のような、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告書等、決算額等が読み取れる書類を御準備し、提出してください。
6	募集要項 P11 4(2)ア(カ) 法人等の諸規程類	「就業規則、経理規程、給与規程その他法人等の諸規程類」について、法人が保有する全ての社内規程を提出する必要がありますでしょうか。それとも、指定管理者の審査に必要な労務、経理、給与及び組織運営に直接関係する規程を提出すれば足りるでしょうか。必要な提出範囲をご教示ください。	法人等の運営が適切に行えるかを確認する趣旨のため、法人が保有する全ての社内規程を提出ください。
7	仕様について募集要項 P11 4(2)ア(ケ) 役員の名簿及び履歴	株式会社における「役員の名簿及び履歴」の対象範囲をご教示ください。取締役、監査役、社外役員、執行役員等のうち提出対象となる役職、並びに履歴として必要な記載事項(役職、就任年月、略歴、住所等)があればご教示ください。	法人等の履歴事項全部証明書に記載のある役員は全て確認できるよう御準備ください。履歴として必要な記載事項は特に指定しません。
8	資料6・資料8-1 施設管理費／施設・設備管理仕様一覧	資料6の令和7年度「維持管理費等」15,391千円について、資料8-1に掲げる設備保守、浄水施設、浄化槽、消防設備、エレベーター、ボイラー、清掃、警備、廃棄物処理等の各業務が当該金額に含まれるか否かをご教示ください。また、県が保有・把握している業務区分別の支出額がある場合は、開示可能な区分までご教示ください。なお、委託先名及び個別事業者の契約単価の開示は求めておりません。	維持管理費等には質問で挙げられている業務が金額に含まれます。 区分別の支出額については、現指定管理者の事業に関する情報であるため、回答は差し控えさせていただきます。
9	資料6・資料8-1 管理運営体制	資料6の令和8年度参考体制である職員9人について、常勤・非常勤の別、施設担当職員の勤務日数・勤務時間帯をご教示ください。また、施設維持管理の委託先から配置される職員が当該9人とは別にいる場合は、県が把握している範囲で、人数、勤務日数・勤務時間帯及び主な担当業務をご教示ください。	9人については、全て常勤職員となります。施設担当職員の勤務日数・勤務時間帯は、現指定管理者の事業に関する情報であるため、回答は差し控えさせていただきます。 非常勤職員の雇用は9人とは別にありますが、現指定管理者の事業に関する情報であるため、回答は差し控えさせていただきます。 また施設維持管理の委託先から配置される職員についても、現指定管理者の事業に関する情報であるため、回答は差し控えさせていただきます。

名栗げんきプラザ募集要項に対する質問への回答

	質問項目	質問内容	回答
10	募集要項 P11 4(2)ア(シ)② 管理執行体制	現在、名栗げんきプラザで勤務している職員について、次期指定管理者に雇用の承継を求める職員はおりますでしょうか。それとも、現行職員の継続雇用を含む人員確保の方法は申請者の提案に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。	現行職員の継続雇用を含む人員確保の方法は申請者の提案に委ねられます。
11	資料3-1・資料8-1 施設維持管理業務／配置時間	次期指定管理者における設備維持管理担当者の配置条件を確認したく、①標準的な開所日・休所日、②施設の利用可能時間、③年間の標準的な開所日数をご教示ください。その上で、設備維持管理を担当する職員又は技術者を常時1名以上現地に配置することが必須か、必須の場合は必要な時間帯及び最低配置数をご教示ください。常駐を必須としない場合は、施設職員による日常確認、専門事業者による定期点検、技術者の巡回・必要時の駆け付け等を組み合わせる体制も可能でしょうか。	①②③については、県立げんきプラザ条例に記載があるのでご確認ください。実際の稼働日についても、県HPで公開しているげんきプラザ要覧で御確認ください。 設備維持管理を担当する職員又は技術者を常時1名以上現地に配置することは、県では必須とはしていません。法令上の設置要件を満たす施設点検・簡易方法を提案してください。 げんきプラザ条例：https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A7FF90CEA&houcd=H415901010057&jbnJiten=5080413&ichikey=h%3AhL20%3A%3A%3A2%3A7.0.0.0-1.0-0.0.0-0-0-0%3A1%3A&csFlg=false&foFlg=false げんきプラザ要覧：https://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/genki-plaza/genki-youran.html ※ げんきプラザ条例のリンクがうまく繋がらない場合は、テキストをコピーして貼り付けていただくか、https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A7FF90CEA から検索して確認ください。
12	資料8-1 日常運転・日常点検の役割分担	資料8-1には、ボイラーの始業点検・運転管理・灰出し、浴槽循環濾過器操作、水道の日常水質検査・残留塩素測定、水源地点検等、日常又は高頻度の業務が示されています。法令上資格を要する業務を除き、適切な教育・手順書の整備を前提として、これらの日常業務は施設運営を担う職員が実施し、構成員又は専門事業者が法定点検・専門保守・技術支援を担う役割分担とすることは可能でしょうか。資格者による実施が必要な業務がある場合は、該当業務をご教示ください。	日常業務は施設運営を担う職員が実施し、構成員又は専門事業者が法定点検・専門保守・技術支援を担う役割分担とすることは可能です。資格者の配置等は指定管理者において確認してください。
13	資料3-1・資料8-1 宿直業務／夜間・休日対応	夜間及び休日に設備不具合等が発生した場合、宿直者等が安全確保、一次確認及び連絡を行い、その後、必要性に応じて設備管理事業者又は専門事業者が駆け付ける体制とすることは可能でしょうか。県として、設備管理技術者の現地常駐、受付から現地到着までの時間その他の対応基準を求める場合は、その基準をご教示ください。	基準は設けておりません、施設運営に必要な体制を提案してください。
14	資料3-1・資料8-1 設備故障・緊急対応実績	直近3年間の設備故障等に係る緊急対応・時間外対応について、県が把握している件数及び主な内容をご教示ください。特に、停電、受変電・発電機、給排水・浄水施設、浄化槽、ボイラー、空調設備、エレベーター等について、夜間・休日の発生件数及び専門事業者の現地対応を要した件数が把握されている場合は、併せてご教示ください。	直近3年間に於いて、設備故障等で時間外対応があったかについて、報告ベースでは県は把握しておりません。緊急対応としては1件、浄水設備の一部が故障し修繕した事例があります。
15	資料8-1 施設維持管理業務（水道）	当該浄水施設は水道法上の専用水道に該当するという理解でよろしいでしょうか。該当する場合、水道技術管理者について、①次期指定管理者による選任・届出の要否、②代表団体又は構成員の職員による選任の可否、③法令上認められる専門事業者への技術上の業務委託による対応の可否、④常駐・専任・兼務に関する県としての要求条件をご教示ください。	浄水施設は専用水道にあたります。 水道技術管理者の設置にあたっては、市町村等の認可要件を満たしており、管理に支障がないと認められる限りは、県が特別に要求する条件はございません。
16	募集要項 P9・資料8-1 法令上の選任者・資格者	社会教育主事等の専門職員とは別に、施設・設備の維持管理に関し、県が把握している法令上の選任者・管理者・有資格者を一覧でご教示ください。例として、防火管理者、水道技術管理者、電気主任技術者、安全運転管理者、ボイラー関係、旅館業法・興行場法関係等について、現行の選任形態及び次期指定管理者が新たに選任・届出等を行う必要があるものをご教示ください。	把握している限り、防火管理者・水道技術管理者・電気主任技術者・安全運転管理者の設置を確認しています。（一覧とのことでしたが、少数のため回答で替えさせていただきます。） 旅館業法と興行場法は県知事名で登録を行っていますが、責任者等の変更が必要な場合、指定管理者を中心に届け出を行っていただきます。
17	資料8-1 施設維持管理業務（ボイラー）	ペレットボイラーについて、台数、伝熱面積又は定格出力、種別（ボイラー、小型ボイラー、簡易ボイラーの別）、主な運転期間及び通常の運転時間をご教示ください。また、運転・日常点検・灰出しを行う者に必要な資格の有無、ボイラー取扱作業主任者等の選任が必要な場合の要件をご教示ください。	温水ボイラーは1台、熱出力は581.4kw、種別は簡易ボイラー（無圧開放式） 暖房ボイラーは1台、熱出力は581.4kw、種別は簡易ボイラー（無圧開放式） 温水ボイラーは通年で稼働、暖房ボイラーは主に冬季に稼働していると現指定管理者からは聞いております。稼働時間は現指定管理者の事業に関する情報であるため、回答は差し控させていただきます。 なお、現指定管理者においては、運転・日常点検・灰出しの実施にあたり有資格者が行なっているとは聞いておりません。 また、ボイラー取扱作業主任者等の選任にあたって県から要件は示しておりません。

名栗げんきプラザ募集要項に対する質問への回答

	質問項目	質問内容	回答
18	資料8-1 設備機器・図面・点検記録	適正な維持管理計画及び費用を算定するため、設備機器一覧（種類、台数、メーカー、型式、能力、設置年）、最新の意匠図・電気設備図・空調設備図・給排水衛生設備図、直近の主要設備の点検報告書・運転記録・水質管理記録・修繕記録について、開示又は閲覧は可能でしょうか。電子データでの開示が困難な場合は、申請期間中の閲覧方法をご教示ください。併せて、次期指定管理者が継続する必要があるメーカー指定保守、遠隔監視等の契約条件がある設備があればご教示ください。	図面は埼玉県庁 職員会館 5 階 生涯学習推進課執務室内で閲覧可能とします。 希望する場合は、平日の9時～12時、13時～17時までの間で希望する日時を事前に募集要項の連絡先まで伝えてください。 メーカー指定保守、遠隔監視等が必要な設備はございません。
19	資料8-1 実施回数「適宜」の業務	資料8-1で実施回数が「適宜」とされている業務について、法令、メーカー基準その他の必須条件を満たし、施設の機能及び安全性を確保できることを前提として、具体的な実施時期・頻度は申請者が設備状態やリスクに応じて提案するという理解でよろしいでしょうか。県が最低頻度又は実施基準を定めている業務がある場合は、その内容をご教示ください。	適宜としている業務についてはお見込みのとおりです。 県が最低頻度又は実施基準を定めている業務はありません。
20	募集要項 P8・P13～14／様式6 一部業務の委託（再委託）	グループ内で構成員が施設・設備維持管理を担当する場合、当該構成員が消防、エレベーター、水道、浄化槽、ボイラー等の専門事業者を選定・契約し、グループとして県の承認を受ける体制とすることは可能でしょうか。また、申請時点で委託先が未確定の場合は様式6に業務内容及び選定方法を記載し、指定後に委託先を確定することでよいでしょうか。申請後又は指定後に委託先、委託範囲、内製・外注の区分を変更する場合の承認手続も併せてご教示ください。	「グループ内で～可能でしょうか」についてはお見込みのとおり可能です。 「また、～よいでしょうか」についても、お見込みのとおりの方法でも支障はありません。 再委託を行おうとする場合は、3月ごろに締結予定の基本協定書に基づき、事前に県の承認が必要となります。 再委託先や委託範囲について記載した申請書等を、指定管理者から提出後、県が承認可否を判断します。
21	資料3-2 修繕の実施・費用負担区分	見積額250万円未満の修繕は指定管理者負担とされていますが、①250万円の判定は原則として一つの不具合・一つの修繕案件ごとの見積額によるのか、②同一原因・同一設備に係る一連の修繕は合算して判定するのか、③年度当たりの累計負担額に上限はないという理解でよいのか、ご教示ください。また、指定開始前から存在する不具合又は経年劣化が引継ぎ後に判明した場合も、見積額250万円未満であれば一律に指定管理者負担となるのか、県と協議する余地があるのかをご教示ください。	①②③全てお見込みのとおりです。 指定開始前から存在する不具合又は経年劣化が引継ぎ後に判明した場合も、見積額250万円未満であれば原則一律に指定管理者負担とします。（例外として、仮に県工事を行った箇所、重大な瑕疵等がある場合などは、協議対象とする見込みです。）
22	募集要項 P5・資料3-2・資料6 修繕履歴／予定工事	資料6の修繕費（令和7年度4,407千円）について、主な修繕内容及び金額をご教示ください。また、指定管理者負担分と県工事分を区分した直近5年間の修繕履歴を開示又は閲覧可能でしょうか。併せて、指定期間中に実施する可能性が示されている外壁、給排水、空調、電気設備及びLED化工事について、現時点で想定する実施年度・工期・休所期間があればご教示ください。休所等が生じる場合、人件費や年間保守契約費等の固定費を含む委託料の取扱いは県との協議で決定するという理解でよろしいでしょうか。	令和7年度の主な修繕内容は、浄水設備の薬注タンクユニット交換工事（経年劣化）、消防設備（排煙窓・非常灯）修繕です。 修繕内容ごとの金額については、現指定管理者の事業に関する情報であるため、回答は差し控させていただきます。 県負担分と指定管理者分のR3-R7の主な修繕履歴は以下のとおりです。 県負担分 R7実施なし R6実施3件（総額17,571千円）：ナラ枯れの被害枯木伐採業務、ブレイルーム床改修工事、屋外給排水設備改修工事 R5実施1件（総額1,678千円）：樹木伐採 R4実施1件（総額1,695千円）：キャンピングセンター分電盤交換工事 R3実施1県（総額671千円）：道路案内標識修繕工事 指定管理者負担分（主な実施） R7 浄水設備の薬注タンクユニット交換工事（経年劣化）、消防設備（排煙窓・非常灯）修繕 R6 樹木伐採、避難所天井補修工事 R5 3階廊下内倒し窓修繕、エアコンオーバーホール R4 宿泊室カーテン交換、厨房食洗器修繕工事 R3 エレベーター部品交換工事、ペレットボイラー部品交換 指定期間中に実施する可能性が示されている外壁、給排水、空調、電気設備及びLED化工事の想定する実施年度等は現時点ではございません。 休所等が生じる場合、人件費や年間保守契約費等の固定費を含む委託料の取扱いは県との協議で決定します。

名栗げんきプラザ募集要項に対する質問への回答

	質問項目	質問内容	回答
23	資料8-2 プラネタリウム投影機器の不具合	現投影機器について、投影中に映像が落ち再起動を要する事象の原因調査結果及び、これまでに実施した対応があればご教示ください。当該事象が令和9年4月1日時点で解消していない場合、残存リース期間中の修繕・機器交換等の費用負担は、資料8-2に記載の「賃借人の負担」として次期指定管理者が負担するのか、指定開始前から存在する不具合として別途整理されるのか、県としてのお考えをお示しください。	プラネタリウムの修繕経過については以下のとおりです。 ・プロジェクターをメーカー修理に出すが原因不明。配線類のチェック交換等は行っている。 ・ソフトウェアの調査も行ったが特段の指摘事項は無し。原因は特定できていないが、上記対応を行った結果、ここ2か月は同様の現象は発生していない。 当該事象が令和9年4月1日時点で解消していない場合の費用負担は次期指定管理者の負担とします。
24	施設備品について	備品リストの開示をお願いしたいです。	H Pで掲載しましたのでご確認ください。
25	宿直業務	巡回警備ルート・人員体制等について開示をお願いしたいです。	現指定管理者の事業に関する情報であり、かつ防犯上の観点からも外的に公表が困難であるため、回答は差し控えさせていただきます。
26	熊対策	現事業者が行っている熊対策について教えていただきたいです。	利用者へのクマ鈴の貸し出しや、ごみ置き場周辺にクマが嫌がる臭いを発する液を散布等しています。
27	提出書類について	様式1－1、2、3、4に関して、押印は必要でしょうか	不要です。
28	資料1-2 施設配置図、資料3-1 仕様書	敷地のうち、利用者が立ち入って活動（テント設営やイベントブース設置など）を行うことができるエリアに制限はありますでしょうか。例えば「つどいの広場」や「こもれび広場」等において、臨時のイベント用簡易テント等を設営することは可能か教えてください。 自主事業の実施において、所定の「野外炊事場」以外の広場等のエリアで、安全管理を徹底した上で火気（バーベキューコンロや焚き火台等）を使用することは条例または施設規則上可能でしょうか。	敷地のうち、利用者が立ち入って活動（テント設営やイベントブース設置など）を行うことができるエリアや火気の使用についてげんきプラザ条例及びげんきプラザ管理規則上の制限はありません。 ただし、消防法や旅館業法等、関係法令に抵触するかは確認してください。
29	資料3-1 仕様書（冬季における利用拡大）、資料8-1 水道施設管理（凍結の防止対策）	募集要項にて冬季（閉歇期）の利用拡大が課題とされていますが、12月～2月の冬季期間において、バンガロー、テント場、野外炊事場の利用を県として一律で制限・閉鎖している期間や規則はありますでしょうか。指定管理者の提案により期間を調整することは可能でしょうか。	条例及び規則では、質問内容については制限はしていません。期間の調整は提案により協議します。
30	プラネタリウム機器について	現在のプラネタリウム運用に使用しているP C（スペースエンジンインストールPC）のスペックをご教示ください。	リース契約上では特注品と称され、スペックは不明です。
31	人員配置について	人員配置について、現在どのような資格者を配置しているかご教示ください。	16番のとおりです。
32	学校との連携について	現在の学校との連携事業について、どのような内容で年間何件くらいの連携事業がありますか。	主催事業について、学校と直接連携して実施している事業はありません。学校利用の状況等につきましては、HPで公開されている要覧をご覧ください。 げんきプラザ要覧：https://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/genki-plaza/genki-youran.html
33	他のげんきプラザとの連携状況について	他の3所のげんきプラザとの連携事業や協力・共催事業についてどのような事例がありますか。	現事業者においては、現時点では該当事例がありません。
34	施設内の音楽について	施設内で流している音楽について、流している意図・選曲の理由・放送設備及び媒体（USEN・購入楽曲等）・放送時間についてご教示ください。	現指定管理者の事業に関する情報であり、回答は差し控えさせていただきます。
35	プラネタリウムの運営について	現在の保守管理業務（投影機・コントロールコンソール点検・調整年1回、音響装置点検・調整年1回）にかかっている費用について開示をお願いいたします。	年間約40万円程度です。